

「はなび in 2020」花火イベント映像配信等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

口蹄疫から 10 年。

復興を遂げようとする本町にもコロナが影響を及ぼし、世界的にも多くの死者や重症者を出して未だ収束の気配が見えない。本国でも一時は収束するかに見えたが、第二波ともとれる感染者の波ができてくる。

町民は with コロナの生活様式を確立し、町外に住まわれる方々にも with コロナの新しい生活スタイルを共有するため、また、口蹄疫から 10 年の節目の思いを共有するため、花火イベントを配信するものとする。

また、本花火イベントを含む催し物として川南町若者連絡協議会が主催するイベントも計画されていることから、一体的な地域の賑わいを創出することが期待される。

しかしながら、イベントの開催については、コロナの影響によりその開催自体が危ぶまれる状況も予想されるため、花火イベントについて無観客でも視聴できるよう本業務による配信業務は慎重かつ正確に行うことはもとより、視聴する関係者を魅了する映像を配信することが最大の目的とする。

2 プロポーザルの目的

本業務は、この花火イベント開催に伴うライブ配信の各種手配、調整及び企画を行うものであり、確実かつ魅力ある内容とするためにはノウハウと企画力を有する民間事業者へ委託することが効果的であることから、プロポーザル方式による業務委託を実施する。

3 業務の概要

(1) 業務名

「はなび in 2020」花火イベント映像配信等業務

(2) 委託期間

契約の日から令和 2 年 11 月 27 日まで

(3) 業務内容

別紙「はなび in 2020」花火イベント映像配信等業務仕様書（以下「仕様書」という。）

(4) 概算事業費

1, 980 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 担当課

川南町まちづくり課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1（本館 2 階）

TEL 0983-27-8002（直通） FAX 0983-27-5879

E-Mail seisaku@town.kawaminami.miyazaki.jp

4 参加資格

- (1) 参加者は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - ② 川南町工事請負契約指名停止措置要綱（平成 24 年川南町告示第 32 号）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
 - ③ 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ④ 川南町暴力団排除条例（平成 23 年川南町条例第 11 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する者であるおそれがあると町長が認めるものでないこと。
- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。法人格の有無は問わない。
- (3) 複数の法人等により構成されるグループ（以下「グループ」という。）の申請も可能とする。

グループで応募する場合は、下記の点に注意すること。

- ① 代表となる法人等を定めること。
- ② 他の法人等は、当該グループの構成員として扱う。
- ③ 単独で応募した法人等は、他のグループ応募の構成員になることはできない。
- ④ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。
- ⑤ グループの構成団体の変更は認めない。ただし、川南町が特に理由があると認める場合はこの限りでない。

5 申請に関する事項

(1) 申請書類

以下の書類を各 1 部、令和 2 年 8 月 20 日（木）正午までに提出すること。

使用する用紙の規格は、原則 A4 縦長とし、規格を超えるものは A4 の大きさに折り曲げること。

- ① 参加申込書（別紙 1）
- ② グループ申請の場合
 - (ア) グループの構成員を記載した書類
 - (イ) グループ協定書の写し
 - (ウ) 委任状（別紙 2）
 - (エ) 印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(2) 申請方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留とすること。）

(3) 提出場所

川南町まちづくり課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1（本館 2 階）

6 選定スケジュール

内容	期限
申請書類期限	令和2年8月20日(木) 正午
質問受付期限	令和2年8月21日(金) 正午
再委託承認申請期限	令和2年8月25日(火) 午後5時
提案書提出期限	令和2年8月28日(金) 正午
ヒアリング審査	令和2年9月4日(金) 午後2時から
選定結果の通知	令和2年9月7日(月) 正午

7 質問について

(1) 質問書の提出

電子メールにて受け付ける。(宛先：seisaku@town.kawaminami.miyazaki.jp)
なお、電子メールを送付した際は、その旨を電話にて連絡すること。

(2) 質問の受付締切

令和2年8月21日(金) 正午

(3) 質問への回答

令和2年8月25日(火) 正午までに回答する。

なお、質問及び回答の内容の全ては、電子メールにて全参加者に送付する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	部数	備考
提案書	10部	<ul style="list-style-type: none">・ 正本1部、副本9部を提出する。・ A4縦置き横書きとし、頁番号を入れること。(A3折込み可)・ 表紙、提案書、見積書、裏表紙も含めて15頁以内とする。・ 表紙には、「「はなび in 2020」花火イベント映像配信等業務」と記載し、会社名及び代表者名を記載すること。なお、提出する10部の内、正本1部には代表社印を押印すること。

※留意事項 提案者は1者(1グループ)1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。また、期限までに提出されなかった場合も失格とする。

(2) 企画提案を求める事項

仕様書を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組み手法等を具体的に提示し、以下の項目を提案書に記載すること。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性があるので留意すること。

① 実施方針

本業務に対する取り組み方針を記載すること。

② 実施体制等

(ア) 事業の計画、運營業務を行うにあたっての運営体制を記載すること。

(イ) イベント当日の警戒態勢及び人員配置数やその役割を記載すること。

(ウ) 直近 5 年以内に実施した類似事業等の実績を記載すること。

③ 会場利用計画

(ア) 会場レイアウトや動線計画（必要な場合）を記載すること。

(イ) ライブ撮影エリアにおいて、観戦者が集中した際の対応策を記載すること。

(ウ) 雨天による順延等への対応を記載すること。

(エ) 3密対策について記載すること。

④ 情報発信（イベントの実施告知、本町の取組みを発信すること。）

情報発信の方法を具体的に記載すること。

⑤ 各コンテンツの企画

下記(ア)コンテンツの概要を記載すること、イベント中継については、演出や進行方法を記載すること。その他視聴者を魅了する方法があれば具体的に記載すること。

(ア) 花火ライブ配信

イ) 花火中継

ロ) 中継前後の演出（提案内容がある場合に限る。）

ハ) ダイジェスト版の作成配信（提案内容がある場合に限る。）

(3) 見積書

本業務の仕様書及び提案の内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。

見積書には、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額）を記入すること。

(4) その他

法令その他遵守すべき慣習法に至るまで発注者が社会的に批判されるような業務手法は現に慎むこと。受注者の責任において防ぎようのない場合にはこれを除く。

9 提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和 2 年 8 月 28 日（金）正午 ※必着

(2) 提出場所

前記載 3（5）に同じ

(3) 受付時間

土日及び祝祭日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

※ただし、受付最終日は正午までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。（郵送の場合は書留郵便に限る。）

1 0 審査方法

- (1) 川南町による審査会において、プロポーザル参加事業者から提案書等のヒアリングを行い、評価基準による合計点数（各審査員の審査点合計値）の最も高い者を契約予定者として選定する。
ただし、最高点が2以上存在した場合は、見積金額の低い者を選定する。
さらに見積金額が同価の場合は、くじ引きとする。
- (2) 審査会は非公開とする。
- (3) 審査基準は別紙のとおりとする。
- (4) 選定結果についての異議申し立てには一切応じない。
- (5) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数（合計点数の6割）を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

1 1 ヒアリングの実施

- (1) 開催日
令和2年9月4日（金）午後2時から実施する。（詳細な時間は別途通知する。）
- (2) 場所
川南町役場 会議室（別途指定）
- (3) 実施方法等
 - ① 出席者は3人以内とする。
 - ② 説明方法及び説明時間
 - (ア) 事前に提出した提案書を使用することとし、追加資料は認めない。
 - (イ) パソコン等の機器使用は事前に申し出ること。
 - (ウ) 説明時間及び質疑応答に要する時間は、別途通知する文書において指定する。
 - (エ) ヒアリング内容は非公開とする。
 - ③ ヒアリングに出席しない場合
受託意思がないものとみなし、失格とする。

1 2 審査結果

- (1) 審査結果の連絡
審査後速やかに、メールにて参加者全員に連絡する。
- (2) 審査結果の公表
提案者名、審査結果については、公開することができるものとする。

1 3 契約の方法等

- (1) 契約予定者との見積執行を実施のうえ、随意契約の契約手続きを行う。
- (2) 契約予定者と協議のうえ、提案内容に変更を加える場合には、委託料の額を調整することがある。
- (3) 契約予定者と協議が整わなかった時は、その選定を取り消すと共に、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、随意契約の契約手続きを行う。

- (4) 契約予定者が正当な理由なく契約を締結しない時は、その特定を取り消すと共に、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、随意契約の契約手続きを行う。その場合、特定を取り消された者は、損害賠償金（契約予定金額の 100 分の 3）を支払うものとする。

1.4 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (5) 提出された提案書は、契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、川南町情報公開条例（平成 14 年川南町条例第 17 号）に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

問合せ先

川南町まちづくり課 総合政策係 担当 甲斐

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1（本館 2 階）

TEL 0983-27-8002（直通） FAX 0983-27-5879

E-Mail seisaku@town.kawaminami.miyazaki.jp